

令和8年度
武豊町重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月

武豊町

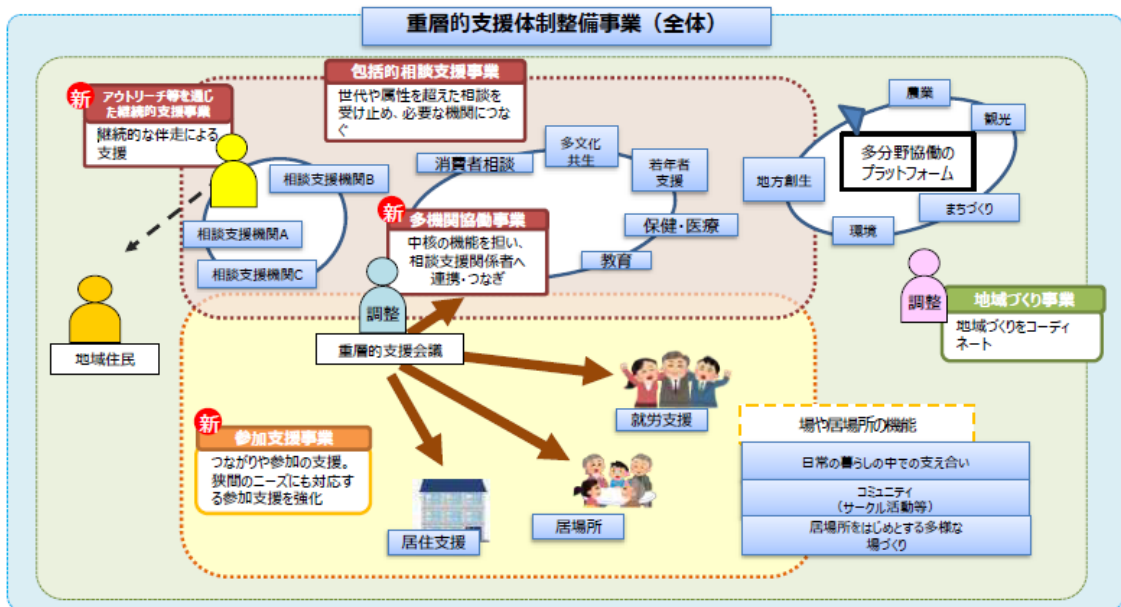
1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や人口減少、核家族化等に伴い社会構造が変化しており、家族機能の低下や地域コミュニティのつながりが希薄化しています。また、福祉人材が不足する中で、住民の暮らしの基盤である地域コミュニティの持続が必要であり、世帯のなかで生活課題が複合化・深刻化しやすく、分野別の社会福祉制度や支援、地域づくりでは対応困難な人々が年々増加しています。

そこで、本町では、第3次武豊町地域福祉計画に地域の包括的な支援体制の構築を位置づけ、すべての方が住み慣れた地域で安心して暮らせる“福祉でまちづくり”を実現するため、計画の推進を図っています。

また、国は令和2年に社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）を創設しました。重層的支援体制整備事業は、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的で包括的な支援体制を構築するものです。

重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）では、本町における重層的支援体制整備事業に関する取組事項について記載しています。



出展：厚生労働省資料

2. 事業の目的・目標

重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民等との協働による包括的な相談支援体制と住民主体の課題解決体制を構築することが目的です。

地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域福祉の推進を図ります。

3. 計画の位置づけ・基本方針

本町では、第6次武豊町総合計画における地域福祉分野の施策を具体化するために第3次武豊町地域福祉計画を策定しています。

第3次武豊町地域福祉計画では、包括的な支援体制の推進として、重層的支援体制整備事業を実施する背景を整理し、体制図を整理しています。

本計画は、重層的支援体制整備事業の具体的な提供体制に関する事項について記載し、本町の事業実施に係る具体的な計画を定めるものです。

第6次武豊町総合計画
心つながり みんなでつくる スマイルタウン

第3次武豊町地域福祉計画

重層的支援体制整備事業実施計画

武豊町高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

武豊町障がい者計画
武豊町障がい福祉計画
武豊町障がい児福祉計画

武豊町子ども計画

武豊町自殺対策計画

健康たけとよ21スマイルプラン

その他の関連計画

4. 計画の期間・評価方法

計画期間について、第3次武豊町地域福祉計画は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画ですが、本計画は重層的支援体制整備事業の具体的な内容について示し、毎年度評価・見直しを行います。

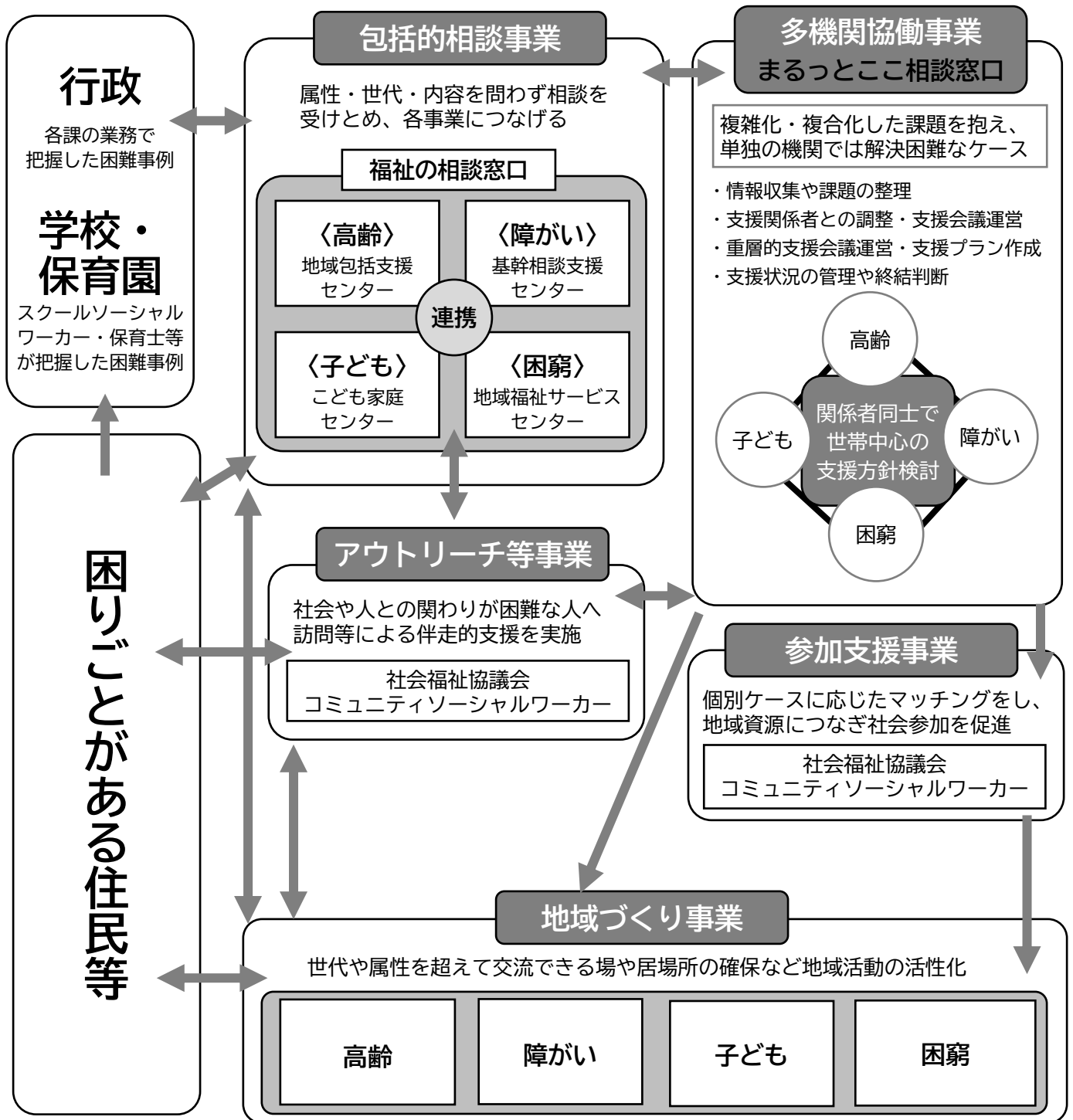
| 計画 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|------------------------|-------------|------|------|------|------|
| | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 |
| 第3次 武豊町地域福祉計画 | 令和5年度～令和9年度 | | | | |
| 武豊町重層的支援 体制整備事業実施計画 | ➡ | ➡ | ➡ | ➡ | ➡ |

5. 事業の構成

重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。社会福祉法第106条の4第2項に規定し、上記の3つの支援を第1～3号に規定し、それを支える事業として第4号以降を規定しています。

| | |
|---|--|
| 1. 包括的相談支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第1号 | 属性や世代を問わず包括的に相談を受ける 支援機関のネットワークで対応 複合化した課題は多機関協働事業につなぐ |
| 2. 参加支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第2号 | 社会とのつながりを作るための支援 利用者のニーズを踏まえたマッチング 本人への定着支援と受け入れ先の支援 |
| 3. 地域づくり事業 社会福祉法第106条の4第2項第3号 | 世代等を超えて交流できる場を整備する 交流・参加の機会を生み出すコーディネートをする 地域活動の活性化を図る |
| 4. アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第4号 | 支援が届いていない人に支援を届ける ネットワークの中から潜在的な相談者を見つける 本人との信頼関係の構築に向けた支援 |
| 5. 多機関協働事業 社会福祉法第106条の4第2項第5号 | 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす 支援関係機関の役割分担を図る |

6. 実施体制図 (第3次武豊町地域福祉計画 12 ページに掲載)



7. 事業計画

「5. 事業の構成」を推進するために、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた相談支援体制と住民主体の課題解決体制の構築を目指すために、下図の対象事業のとおり事業を実施します。

| | | 機能 | 対象事業 |
|-----|---|--------------------|---|
| 第1号 | ア | 包括的相談支援事業 | 【高齢】地域包括支援センターの運営 |
| | イ | | 【障がい】相談支援事業 |
| | ウ | | 【子ども】利用者支援事業 |
| | エ | | 【生活困窮】自立相談支援事業 |
| 第2号 | | 参加支援事業 | 地域の社会資源とのマッチング、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応 |
| 第3号 | ア | 地域づくり事業 | 【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業) |
| | イ | | 【高齢】生活支援体制整備事業 |
| | ウ | | 【障がい】地域活動支援センター機能強化事業 |
| | エ | | 【子ども】地域子育て支援拠点事業 |
| | オ | | 【生活困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業 |
| 第4号 | | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | 必要な支援が届いていない人・世帯に訪問等により継続的につながり続け、支援を届ける |
| 第5号 | | 多機関協働事業 | 複雑化・複合化した課題の解きほぐし、支援関係機関の支援等を行う |
| 第6号 | | 支援プラン作成 | ※多機関協働と一体的に実施 |

(1) 包括的相談支援事業

本事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。また、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間にある問題には、関係機関や地域住民等と連携して、包括的な相談支援体制を整備します。

ア 地域包括支援センター運営事業【高齢】

| | |
|----------|--|
| 担当課 | 福祉課（高齢担当） |
| 事業内容 | 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成などの様々な支援を行う。 |
| 主たる支援対象者 | 65歳以上の高齢者等 |
| 実施方式 | 委託 |

| | |
|----------|---|
| 実施体制 | 社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員をそれぞれ2人配置し、生活の安定のために必要な支援を行う |
| 実施場所（予定） | 思いやりセンター：武豊町字長尾山2番地 |
| 目標値 | 専門スタッフとの連携強化のために研修会を開催する ケアマネジャーの資質向上等の研修の修了者数 400人（第9期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～8年度）より） |

イ 相談支援事業【障がい】

| | |
|----------|---|
| 担当課 | 福祉課（社会福祉担当） |
| 事業内容 | 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第2条に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、対象者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の対象者の権利擁護のために必要な援助を行う。 |
| 主たる支援対象者 | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、または発達障がい者やその家族及び介護を行うもの |
| 実施方式 | 委託 |
| 実施体制 | 各事業所において、次に掲げる人員を常勤換算で合計して3人以上配置し、そのうち1人以上は、常勤かつ専従の人員を配置 <ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援専門員又はそれと同等の職務遂行能力及び職務経験があると委託者が認めた者であり、社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる相談支援専門員 1人以上かつ常勤換算で0.5人以上 ・相談支援従事者現任研修を修了した者又はそれと同等の職務遂行能力及び職務経験があると委託者が認めた者であり、社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる相談支援専門員 1人以上かつ常勤換算で1人以上 ・相談支援従事者初任者研修を修了した者、社会福祉士又は精神保健福祉士 1人以上 |
| 実施場所（予定） | ゆめじろう相談支援事業所（主に身体障がい・知的障がい） ：武豊町大字富貴字外面 85 番地 2 知多南部障害者地域生活支援センターわっぱる（主に精神障がい） ：武豊町大字富貴字小桜 176 番地 1 |
| 目標値 | 【資料3】第7期武豊町障がい福祉計画・第3期武豊町障がい児福祉計画進捗状況－（5）相談支援体制の充実・強化等－令和8年度「見込み」参照 |

ウ 利用者支援事業【子ども】

| | |
|----------|--|
| 担当課 | 子育て支援課・健康課 |
| 事業内容 | <p>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に基づき、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。また、関係機関との連絡調整等を実施する。</p> <p>【こども家庭センター型】</p> <p>(1) 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う</p> <p>(2) 地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う</p> <p>(3) 家庭訪問型子育て支援として、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報を提供する</p> <p>(4) 子育て支援センター事業の中で、子育てに関する全般的な相談、利用支援等を行う</p> <p>【妊婦等包括相談支援事業型】</p> <p>妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する様々な相談に対応し、きめ細やかな支援と関係機関との連絡調整を実施する。</p> <p>(1) 母子健康手帳交付時の個別面接及び支援プランの作成を行う</p> <p>(2) 子育てに関する相談に対応する</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整、サービス調整会議を実施する</p> |
| 主たる支援対象者 | 妊産婦及び、子育て家庭の親とその子ども |
| 実施方式 | <p>直営</p> <p>【こども家庭センター型】 こども家庭センター</p> <p>【妊婦等包括相談支援事業型】 保健センター</p> |
| 実施体制 | <p>【こども家庭センター型】</p> <p>統括保健師、保健師、社会福祉士、保育士、臨床心理士で構成されるチームで相談業務、保育園等巡回を実施する。子育て世代包括支援センターで実施してきた切れ目のない支援を継続し、様々な関係機関と連携しながら、家庭の状況に応じた相談や支援を一体的に実施する。児童精神科医のスーパーバイズを月一回実施し、より専門的な支援の充実を目指す。</p> <p>【妊婦等包括相談支援事業型】</p> <p>母子健康手帳の発行やお元気ですか訪問等の母子保健事業をとおして、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行う。必要時、関係機関と連携を図り、ケース会議等を行う。</p> |
| 実施場所 | <p>【こども家庭センター型】【妊婦等包括相談支援事業型】ともに</p> <p>保健センター：武豊町字中根四丁目 83 番地、町内全域</p> |

| | |
|-----|--|
| 目標値 | <p>【こども家庭センター型】 (相談対応) 面接回数：100回、電話相談件数：210件、訪問件数：130件 (会議等) ・合同会議：月1回/年12回 養育に関する会議と発達に関する会議を行い、専門職の専門性を生かした支援を目指す。 ・ケース会議：年18回(各関係機関からの依頼も含む) 各関係機関との意見交換を行い、支援の連携を図る。 ・児童精神科医のスーパーバイズ：月1回/年12回 児童精神科医師のスーパーバイズを受けることで職員の知見・視野を広げ、支援の質の向上を目指す。</p> <p>【妊婦等包括相談支援事業型】 妊娠8か月サポートコールの実施率80%以上</p> |
|-----|--|

エ 自立相談支援事業【生活困窮】

| | |
|----------|---|
| 担当課 | 福祉課(社会福祉担当) |
| 事業内容 | 一時的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び、助言、県との連絡調整、自立支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。 |
| 主たる支援対象者 | 生活困窮者を中心に、社会的に孤立する者等 |
| 実施方式 | 委託 |
| 実施体制 | 常勤換算1.45人工 |
| 実施場所(予定) | 思いやりセンター：武豊町字長尾山2番地 |
| 目標値 | 生活困窮者及びその家族、その他の関係者からの相談に対し、専門的な助言や包括的な支援を行うとともに、関係機関と連絡調整や自立支援事業への利用勧奨を年間150件以上実施することで、相談者の速やかな生活再建と自立促進を図る。 |

(2) 参加支援事業

参加支援は、既存の制度等では支援が困難な事例について、相談支援を通して支援対象者の社会参加に係るニーズを把握し、地域の活動等につなげる事業である。つながった後も、定着していけるようコミュニティソーシャルワーカーを中心に各分野の専門的な相談機関などと連携し、フォローアップを行う。

| | |
|------|---|
| 担当課 | 福祉課(社会福祉担当) |
| 事業内容 | 支援対象者に丁寧に聴き取りし、既存の制度等では対応できない多様な社会参加につなげる。また、地域で活動できる事業等を把握し、社会参加の受け皿を整備する。 |

| | |
|----------|--|
| 主たる支援対象者 | 重層的支援会議にて参加支援を行うことが決定された支援対象者 |
| 実施方式 | 委託 |
| 活動場所等 | 町内全域 |
| 目標値 | 支援対象者のニーズに沿った支援プランを決定し、年に1件のマッチングを目指す。 |

(3) 地域づくり事業

既存の地域づくり関係の事業の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としている。

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援などの多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支え合いの地域づくりに取り組む。

ア 地域介護予防活動事業【高齢】

| | |
|-------|---|
| 担当課 | 福祉課（高齢担当） |
| 事業内容 | 憩いのサロンなど住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援するとともに、自主的な通いの場が継続できるよう、介護予防に関する知識技能を持った講師を派遣する。 |
| 活動の対象 | 65歳以上の高齢者等 |
| 実施方式 | 委託 |
| 活動場所 | 町内全域 |
| 目標値 | 憩いのサロン延べ参加人数 10,000人（第9期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～8年度）より） |

イ 生活支援体制整備事業【高齢】

| | |
|-------|--|
| 担当課 | 福祉課（高齢担当） |
| 事業内容 | ボランティアやNPO、民間企業など多様な主体が生活支援や介護予防サービスを提供する体制の構築を目指し、生活支援等のサービスの資源開発や担い手の養成、地域のネットワーク形成などを行う生活支援コーディネーターを配置して、支え合いの地域づくりを推進する。 |
| 活動の対象 | 地域住民 |
| 実施方式 | 委託 |
| 活動場所 | 町内全域 |
| 目標値 | 新たな協議体を作り、必要な人に必要な支援が行き届く体制整備を検討する。（第9期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～8年度）より） |

ウ 地域活動支援センター設置事業【障がい】

| | |
|----------|---|
| 担当課 | 福祉課（社会福祉担当） |
| 事業内容 | 障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者等の通いによる創作的活動等の機会を設ける。また、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化に向けた調整や障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。 |
| 活動の対象 | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、または発達障がい者やその家族 |
| 実施方式 | 委託 |
| 活動場所（予定） | 知多南部障害者地域生活支援センターわっぱる ：武豊町大字富貴字小桜 176 番地 1 |
| 目標値 | 利用者数 251 人／月 |

エ 地域子育て支援拠点事業【子ども】

| | |
|-------|--|
| 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とし、以下の事業を行う。 1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2 子育て等に関する相談、援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 5 その他（親子発達支援事業など） |
| 活動の対象 | 小学校就学前の児童及び保護者 |
| 実施方式 | 直営：北部子育て支援センター、南部子育て支援センター 民営（補助金）：北中根子ども支援センター |
| 活動場所 | 北部子育て支援センター：武豊町字砂川一丁目 43 番地 北中根子育て支援センター：武豊町字北中根六丁目 6 番地 南部子育て支援センター：武豊町大字富貴字外面 77 番地 |
| 目標値 | 3 か所合計 年 24,000 人（令和 7 年 3 月 武豊町子ども計画より） |

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【生活困窮】

| | |
|------|---|
| 担当課 | 福祉課（社会福祉担当） |
| 事業内容 | 地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。 |

| | |
|-------|--|
| 活動の対象 | 町民等 |
| 実施方式 | 委託 |
| 活動場所 | 町内全域 |
| 目標値 | <p>《令和8年度事業案に基づくもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民ニーズ把握： 住民懇談会（地域カルテづくり）[地域情報を要約した台帳「地域カルテ」の作成] 目標値：7か所 ・地域住民の活動支援・情報発信： ①コーディネーター人材研修（先進自治体の研修に参加し、現地関係者からヒアリングを行う） ②企業向け研修（企業向け社会貢献活動研修） 目標値： ①1人派遣（2日間） ②集合型研修 1回開催・参加企業10法人 ・地域コミュニティを形成する「居場所づくり」： ①おとなりカフェ（4会場で毎月開催） ②ちいき食堂（こども食堂より対象者を拡大） 目標値： ①4会場合計参加者数1,500人 ②4会場12回開催 ・地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開： 地域活動者ネットワークづくり（地域づくりの実践者の話を地域で活動している方に聞いてもらう） 目標値： 研修会1回、ネットワークミーティング2回 |

(4) アウトリーチ事業

主にひきこもりなどにより、支援につながることに拒否的な人や、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。また、支援対象者との信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくる。

| | |
|-------|---|
| 担当課 | 福祉課（社会福祉担当） |
| 事業内容 | 支援関係機関等との連携や地域とのつながりを構築し、潜在的な相談者を見つける。また、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、支援対象者とのつながりづくりのために継続的に関わる。 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員などの地域住民から寄せられた引きこもりなどの情報整理・管理 ・スクールソーシャルワーカーとの連携による不登校の児童・生徒の把握 ・引きこもりなど既存の制度外で支援が必要な人のリスト作成・更新 ・生涯学習スポーツ課との情報共有や連携 |
| 活動の対象 | ひきこもりの本人やその家族等 |
| 実施方式 | 委託 |
| 活動場所 | 町内全域 |
| 目標値 | 継続的な関係構築に力を入れて取り組んでいくため、訪問や電話等による継続的な働きかけを行い、支援対象者との信頼関係の構築を図る。また、関係構築の中でニーズを把握し、必要な社会資源や福祉サービス、相談支援機関等につなげることを目指す。 支援対象者の今後の方向性についての検討会議：年18回 継続的な関わりを持つ支援対象者：40人 支援対象者が支援につながる数：6人 |

(5) 多機関協働事業

関係者の連携を円滑に行うなど、既存の相談支援機関をサポートし、本町における包括的相談支援体制を構築するもので、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の検討を行う。

また、重層的支援会議や支援会議も活用しながら、相談支援・参加支援・地域づくりに向けて一体的に支援を行うよう、働きかけを行う。

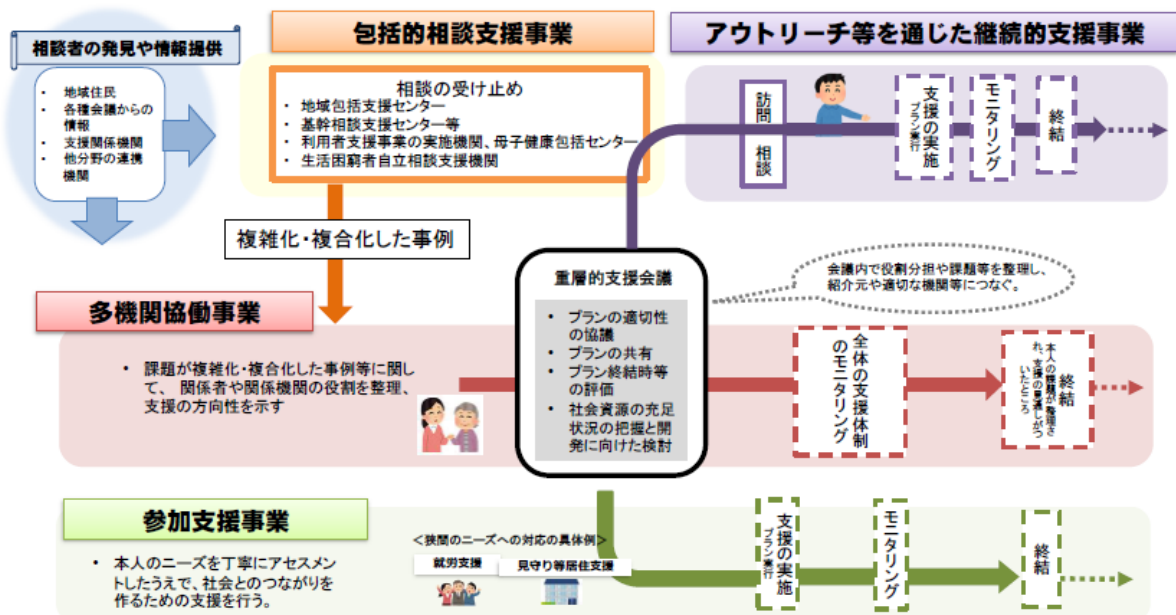
| | |
|------|---|
| 担当課 | 福祉課（社会福祉担当） |
| 事業内容 | 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、複雑化・複合化した事案を解きほぐし、役割分担や支援の方向性を定める調整役として支援者支援を行う。また、支援プランの策定を行い、関係支援機関の連携の円滑化を進めることで包括的な支援体制の整備を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や支援関係機関からの相談受付（まるっとここ相談） ・世帯全体のアセスメント ・支援プランの作成（再プラン含む） ・重層的支援会議・支援会議の開催 ・支援状況の進捗管理 ・支援の評価 ・終結後の支援者フォロー |
| 実施方式 | 委託 |

| | |
|----------|---|
| 活動場所（予定） | 思いやりセンター：武豊町字長尾山2番地 を中心に町内全域 |
| 目標値 | 重層的支援会議・支援会議の開催回数を年6回以上（定期開催（隔月）に加え、新規ケースの場合は随時開催）とし、定期開催の重層的支援会議・支援会議にて取り扱う事案は合計で上限12件程度とする。また、支援関係機関からの新規案件の相談目標を年3件とした支援体制を構築する。 |

8. 重層的支援体制整備事業の推進体制

(1) 重層的支援体制整備事業の支援フロー

- ア 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受けとめる「まるっとここ相談窓口」を武豊町社会福祉協議会内に設置し、制度の狭間の相談支援を行う。
- イ 各相談窓口等が受けとめた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案は、多機関協働事業者につなぎ、必要に応じて関係支援機関や多機関協働事業者がアセスメントを行う。
- ウ 本人同意を得られる場合、アセスメントを基に支援プラン（本人同意あり）を作成する。本人同意を得るのが困難である場合、支援会議を開催し、「世帯丸ごと支援プラン」（本人同意なし）を作成のうえ、課題の整理をする。
※参加支援事業やアウトリーチを通じた継続的支援事業を利用する場合、プランに明記する
- エ 課題整理の結果、多機関協働事業者は、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めた「支援プラン」や「世帯丸ごと支援プラン」の案を重層的支援会議に諮り、関係者間の合意形成を図る。
- オ 重層的支援会議または支援会議を通じて、支援に向けた円滑なネットワークをつくる。また、支援の状況を把握し、必要があれば情報を集約し、再度支援の方向性を整理する。
- カ 支援対象者の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援関係機関の役割に合意形成を図ることができた場合は、終結とする。この際、重層的支援会議の場合は、支援の経過と成果を評価が必要となる。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要で、重層的支援会議・支援会議を通して顔の見える関係性づくりや支援に向けた円滑なネットワークづくりを行う。

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、支援関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランの共有や適切性を協議するものとして実施する。

また、支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人やその世帯に関する情報の共有等を行うことが可能となる。地域において支援関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々のケースの情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするために実施する。

本町における支援会議と重層的支援会議の実施方法

| | 重層的支援会議 | 支援会議 |
|-----------------|--|--|
| 主催者 | 武豊町福祉課 | |
| 構成員 | 以下の構成員を基本とするが、内容に応じて関係者等を招集する | |
| | 高齢 | 福祉課（高齢担当）、地域包括支援センター |
| | 障がい | 福祉課（障がい担当）、基幹相談支援センター 地域福祉サービスセンター（武豊町社協）、半田保健所 |
| | こども | 子育て支援課こども家庭センター（こども、母子・保健）、健康課、学校教育課 |
| | 生活困窮 | 福祉課（社会福祉担当）、知多福祉相談センター（生活保護担当／生活困窮者自立支援担当） |
| | 4分野以外 | 生涯学習スポーツ課、武豊町社協 |
| 扱う事案 | 関係機関との情報共有にかかる本人同意を得た事案 | 関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない事案 |
| 会議の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時等の評価 ・地域資源の充足状況の把握と開発に向けた検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・気になる事案の情報提供・共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応 |
| 個人情報の共有に関する本人同意 | あり | なし（会議の構成員に対する守秘義務あり） |
| 作成するプラン | 支援プラン | 世帯丸ごと支援プラン |
| 開催頻度 | 定期開催（2か月に1回開催） ※新規ケースや個別での対応が必要になった場合は、随時開催 | |